

教育委員会

議案第3号 令和6年度大津市一般会計補正予算（第10号）のうち、教育委員会の所管する部分

議案第3号 令和6年度大津市一般会計補正予算（第10号）のうち、教育委員会の所管する部分についてご説明申し上げます。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、令和6年の人事院勧告等に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

資料「令和6年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

(1) の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政職給料適用者では、平均引上率としては、3.06%、平均引上額は、9,565円となります。他の給料表においては記載の通りであり、実施時期は令和6年4月1日に遡及適用するものであります。

す。

2 ページ目をお願いいたします。

(2) の期末・勤勉手当の改定についてであります。令和6年度は12月期に、一般職は期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月、暫定再任用職員は、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

3 ページ目をお願いいたします。

令和7年度における期末・勤勉手当については、令和6年度12月に引き上げた月数を、令和7年度6月及び12月に均等に配分して引上げを行います。

このため、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.025月ずつ引き上げし、暫定再任用職員は、それぞれ0.0125月ずつ引き上げるものです。

4 ページ目をお願いいたします。

(4) の給与改定率であります。給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は2.71%となり、給与改定額は10,388円となるものであります。

5 ページ目をお願いいたします。

(5) の給与改定に伴う会計別所要額であります。一般会計、

特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が5億

4, 300万円余りの所要額となるものであります。

6 ページ目には、給料、地域手当、期末勤勉手当について、各会計別の影響額を記載しております。

7 ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うとともに、近年の賃金の上昇を踏まえ、特殊な専門的知識を必要とする業務等に従事するパートタイム会計年度任用職員の月額報酬の上限額について改正を行うものです。

(1) の給料表の改定ですが、会計年度任用職員についても、国の給料表に対応して同様の改定を行います。例としまして、行政職給料表の改定額は月額20,900円から26,300円となっております。

8 ページ目をお願いいたします。

(2) の期末勤勉手当につきましては、常勤職員と同様の改定を行うものです。

9 ページ目をお願いいたします。

(3) の月額報酬の上限額の改定は、近年の賃金の上昇を踏まえ

た対応であり、現状の月額564,500円から月額587,800円に引き上げるものです。

10ページ目をお願いいたします。

(4)の影響額ですが、給料・報酬が5億3000万円余り、期末勤勉手当が1億8600万円余り、合計で7億1700万円余りの増額となるものであります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約2万1千円、期末勤勉手当を含む年額では、約37万円の増額となります。

次に、特別職及び議員の期末手当の改定について、ご説明いたします。

「令和6年度特別職及び議員の期末手当の改定について」の資料をご覧ください。

特別職及び議員の支給月数については、これまでより、国の指定職の期末勤勉手当の支給月数を準用しており、一般職と同じく人事院勧告に基づき、改定しようとするものでございます。

令和6年度については、12月期で、現行の1.65月であると

ころを0.1月引き上げ1.75月とし、令和7年度については、6月期と12月期にそれぞれ0.075月分引上げ、それぞれの支給月数を1.725月とするものであります。

2ページ目をお願いいたします。

2の影響額について、教育長が9万5千円余りの増額となるものです。

以上が、給与改定の概要でございます。

続きまして、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

はじめに、歳入についてご説明申し上げます。

一般会計予算説明書の26ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目7教育費国庫補助金、節1教育総務費国庫補助金、説明欄の教育支援体制整備事業費補助金のうち教育委員会所管分、及び款17県支出金、項2県補助金、目教育費補助金、節1教育総務費県補助金、説明欄の「地域で学ぶ」支援体制強化事業費補助金につきましては、各校に配置しております医療的ケア支援員の人件費に対する補助金であり、次の教育支援活動促進事業費補助金につきましては、スクールサポートスタッフの人件費に対する補助金です。

節 3 社会教育費県補助金、説明欄の特別非行防止対策事業費補助金につきましては、少年センターに配置しております無職少年対策指導員の人件費に対する補助金であり、次の非行少年等立ち直り支援事業費補助金につきましても、少年センターに配置しております支援コーディネーターや臨床心理士の人件費に対する補助金です。

以上が歳入でございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

58 ページをお願いします。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費、説明欄 1 特別職給与費、2 常勤職員給与費、3 常勤職員給与費（共済費）、4 事務局運営費、5 会計年度任用職員雇用経費、6 会計年度任用職員雇用経費（共済費）につきましては、教育長はじめ教育総務課の正規職員、並びに教育委員会内のワークシェア会計年度任用職員の人件費に係る補正でございます。

次の、目 4 教育指導費、説明欄 1 常勤職員給与費のうち、教育委員会所管分につきましては、教職員室、学校教育課、児童生徒支援課、教育支援センターの正規職員等の人件費に係る補正であり、説明欄 2 教育支援センター運営費につきましては、教育支援ルームウイングの支援員や公認心理師、スクールカウンセラーなど会計年度

任用職員の人件費に係る補正であり、3 生きる力を育てる教育推進費につきましては、スクールサポートスタッフや学校生活支援員、生徒指導等専門員など会計年度任用職員の人件費に係る補正であり、4 特別支援教育充実費につきましては、教育支援センターことばの教室指導員や医療的ケア支援員など会計年度任用職員の人件費に係る補正です。

次の、目5 教育振興費、説明欄1 自然体験学習推進費につきましては、葛川少年自然の家での森林環境学習やまのこ事業におけるやまのこ専任指導員の人件費に係る補正であり、説明欄2 児童・生徒通学支援費につきましては、スクールバスの運転手の人件費に係る補正でございます。

60 ページをお願いします。

目7 教育センター費、説明欄1 常勤職員給与費のうち教育委員会所管分につきましては、教育センターの正規職員の人件費に係る補正であり、説明欄2 教育センター維持管理費につきましては、若手教員育成指導員等の会計年度任用職員の人件費に係る補正でございます。

次の、目8 市立科学館費、説明欄1 常勤職員給与費につきましては、科学館の正規職員の人件費に係る補正であり、説明欄2 科学館

管理運営費につきましては、科学館指導員等の人件費に係る補正でございます。

次の、項2小学校費、目1学校管理費、説明欄1常勤職員給与費につきましては、小学校用務員（正規職員）の人件費に係る補正であり、説明欄2学校管理運営費は、小学校用務員（会計年度任用職員）の人件費に係る補正でございます。

次の、項3中学校費、目1学校管理費、説明欄1常勤職員給与費につきましては、中学校用務員（正規職員）の人件費に係る補正であり、説明欄2学校管理運営費は、中学校用務員（会計年度任用職員）の人件費に係る補正でございます。

62 ページをお願いします。

項5社会教育費、目1社会教育総務費、説明欄1常勤職員給与費につきましては、生涯学習課、北部地域文化センター、和邇文化センターの正規職員の人件費に係る補正であり、説明欄2北部地域文化センター管理運営費、3社会教育推進費、4和邇文化センター管理運営費につきましては、各施設の運営を担う会計年度任用職員の人件費に係る補正でございます。

次の、目2生涯学習振興費、説明欄1人権・生涯学習推進費につきましては、生涯学習課において人権に関する研修や事業を企画す



る会計年度任用職員の人件費に係る補正でございます。

次の、目3生涯学習センター費、説明欄1常勤職員給与費につきましては、生涯学習センターの正規職員の人件費に係る補正であり、説明欄2生涯学習センター管理運営費につきましては、生涯学習センターの運営を担う会計年度任用職員の人件費に係る補正でございます。

次の、目4少年センター運営費、説明欄1常勤職員給与費につきましては、少年センターの正規職員の人件費に係る補正であり、説明欄2少年センター運営費につきましては、学校支援アドバイザーや指導員など会計年度任用職員の人件費に係る補正でございます。

次の、目5公民館費、説明欄1公民館管理運営費につきましては、生涯学習専門員の人件費に係る補正でございます。

64 ページをお願いします。

目6図書館費、説明欄1常勤職員給与費につきましては、図書館の正規職員の人件費に係る補正であり、説明欄2図書館管理運営費につきましては、図書館司書等の人件費に係る補正でございます。

次の、目7少年自然の家費、説明欄1常勤職員給与費につきましては、葛川少年自然の家の正規職員の人件費に係る補正であり、説明欄2少年自然の家管理運営費につきましては、施設の運営を担う

会計年度任用職員の人件費に係る補正でございます。

次の、項 6 保健体育費、目 1 保健体育総務費、説明欄 1 常勤職員給与費につきましては、学校教育課の正規職員の人件費に係る補正であり、説明欄 2 学校保健管理運営費につきましては、学校教育課、及び学校現場に配置しております養護教諭の人件費に係る補正であり、説明欄 3 学校体育指導推進費につきましては、部活動指導員の人件費に係る補正でございます。

次の、目 2 学校給食管理費、説明欄 1 常勤職員給与費につきましては、学校給食課の正規職員の人件費に係る補正であり、説明欄 2 学校給食運営費につきましては、学校給食課で事務を担う栄養士等の人件費に係る補正でございます。

次の、目 3 学校給食事業特別会計繰出金、説明欄 1 同繰出金につきましては、学校給食事業特別会計の収支差額分について、繰出金を増額するものです。

以上が、歳出でございます。

以上、議案第 3 号令和 6 年度大津市一般会計補正予算第 10 号のうち、教育委員会が所管する部分の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、宜しくお願い申し上げます。